

令和3年白老町議会議案説明会会議録

令和3年12月10日（月曜日）

開 議 午前10時58分

閉 会 午後 0時01分

○議事日程

1. 白老町議会定例会 12月会議議案説明
-

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会 12月会議議案説明
-

○出席議員（14名）

1番	久保一美君	2番	広地紀彰君
3番	佐藤雄大君	4番	貳又聖規君
5番	西田祐子君	6番	前田博之君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	吉谷一孝君	10番	小西秀延君
11番	及川保君	12番	長谷川かおり君
13番	氏家裕治君	14番	松田謙吾君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
企画財政課長	大塩英男君
産業経済課長	工藤智寿君
税務課長	本間弘樹君
上下水道課長	野宮淳史君
町民課長	久保雅計君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	池田誠君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	山本康正君
子育て支援課長	渡邊博子君

病 院 事 務 長 村 上 弘 光 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） これより、令和3年度定例会12月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時04分）

○議長（松田謙吾君） 定例会12月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算4件、条例の制定2件、条例の一部改正2件、条例の廃止1件、指定管理者の指定3件、財産の無償譲渡1件、諮問2件、合わせて15件であります。

順次、提案の説明をいただきます。

日程第1、議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第10号）の議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは、議案第1号の令和3年度白老町一般会計補正予算（第10号）の説明をさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス対策の追加事業が3事業、金額の増額事業が1事業、執行残による減額となる事業が13事業となっております。内容につきましては歳出の部分でご説明をさせていただきます。

それでは、議1-1を御覧ください。このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ1億6,861万6,000円を追加し、総額を112億8,242万円とするものでございます。

次、3ページ、歳入歳出予算補正の1、歳入、4ページ、5ページの2、歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

6ページ、「第2表 繰越明許費」でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、光ネットワーク管理経費、金額は300万円でございます。本件は、ウポポイ前の大型バス駐車場横の歩道にある北海道電力の電柱が移設されることとなり、共架している町所有の光ケーブルを架け替える必要となりました。架け替えるための資材発注や工事完了まで4か月を要するため、年度内の事業完了が困難な状況であることから、次年度に繰り越すものでございます。なお、本事業に係る経費については、本補正予算において計上してございます。

続きまして、7ページでございます。「第3表 債務負担行為補正」でございます。まず、1の追加であります。共用車等管理経費、期間は令和4年度から令和9年度、限度額は1,371万5,000円でございます。本件は、新型コロナウイルス感染症の影響により、車両の部品となる半導体が不足しているという状況にあり、発注から納車まで4か月以上要する可能性があることから、現行車両のリースが満了となる来年6月までに納車を間に合わせるというようなことから、本年度中の予算措置及び発注を実施するものでございます。続きまして、2の変更でございます。情報システム保守点検に係る業務委託、情報システム賃借でございます。来年1

月1日に賃借を開始する予定でしたが、世界的な半導体の不足により、サーバー機器が期日までに納品されないこととなりました。このことから、賃貸借期間を3か月遅らせ、契約変更をすることとし、本年度中に支払う予定の賃貸借料金を後年度負担とするため、限度額を業務委託料につきましては98万3,000円増の1,967万円、賃貸借につきましては135万9,000円増の2,718万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書、2、歳出からご説明させていただきますので、16ページ、17ページをお開きください。1款議会費、1項1目議会費、(1)議会ICT環境整備事業(交付金事業)でございます。18万8,000円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算(第4号)にて議決をいただきました事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額となります。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費、(1)職員管理事務経費3,000円の増額補正でございます。国民健康保険事業特別会計で道補助金を活用していた一般会計の給与費で計上している職員人件費が補助対象外となったことから、北海道市町村職員福祉協会負担金を増額するとともに、同額を国保会計に振替えるものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、(2)情報化推進経費12万1,000円の増額補正です。起債管理システムのデータ移行に係る業務委託料を増額するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして、(3)光ネットワーク管理経費350万円の増額補正であります。繰越明許費でご説明したとおり、電柱移設に伴う光ケーブルの架け替え修繕工事及び光回線の申込みの増加に伴う分配器増設工事を実施するための増額補正でございます。経費の内容でございますが、架け替え修繕工事に係る経費が300万円、こちらが繰越明許費させていただいた300万円、分配器増設工事に係る経費が50万円となっているところでございます。財源は財産収入の光ネットワーク回線貸付料を全額充当するものでございます。続きまして、(4)オンライン会議等環境整備事業(交付金事業)でございます。36万3,000円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算(第1号)にて議決をいただきました事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額でございます。

続きまして、9目企画調整費、(1)ふるさと納税推進事務経費185万4,000円の増額補正でございます。ふるさと納税の寄附件数が当初見積もりよりも上回る見込みとなったことから、通信運搬費、ワンストップ特例申請返信用郵便料金、ワンストップ特例申請処理代行業務委託料及び書面発行等業務委託料を増額するものでございます。財源は一般財源の増額でございますが、ふるさと寄附金の一般寄附分から同額を増額するものでございます。続きまして、(2)生活交通確保維持推進事業90万9,000円の増額補正でございます。デマンドバスの運行車両燃料費につきまして、ガソリンの価格高騰に伴う不足分の計上でございます。財源は国のアイヌ政策推進交付金72万7,000円、一般財源18万2,000円を充当するものでございます。続きま

して、（３）ふるさと納税推進PR事業2,741万8,000円の増額補正でございます。ふるさと納税の寄附件数が当初見積もりよりも上回る見込みとなったことから、謝礼品費、返礼品代金及び配送料1,992万円、業務委託料の各ふるさと納税寄附ポータルサイトへの委託料、決済手数料749万8,000円を増額するものでございます。財源は一般財源の増額であります。ふるさと寄附金の一般寄附金分から同額を増額するものでございます。

続きまして、12目支所及び出張所費、（１）出張所業務包括委託事業（交付金事業）でございます。58万4,000円の減額補正です。新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算（第4号）にて議決をいただきました事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額となります。

続きまして、13目交通安全対策費、（１）交通安全対策経費、こちらは財源振替でございます。11月9日に白老貨物運送事業者協議会様及び白老建設協会様より、それぞれ5万円の安全対策資金として指定寄附をいただいたことから、本事業に充当することとし、同額一般財源を減額するものでございます。

続きまして、14目自治振興費、（１）地区コミュニティ支援事業7万1,000円の増額補正でございます。地域支援員活動車両燃料費について、ガソリンの価格高騰に伴う不足分の計上でございます。財源は全額、ふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

次のページを御覧ください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、（１）地域福祉推進事業経費3万9,000円の増額補正でございます。民生委員の欠員があったことから、当初開催予定のなかった民生委員推薦会を開催することとなったことから、委員報酬及び費用弁償を増額するものでございます。財源は道支出金、民生委員推薦会開催費負担金を充当いたします。

続きまして、2目老人福祉費、（１）社会福祉施設等支援事業（交付金事業）、100万円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算（第4号）にて議決をいただいた事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額でございます。続きまして、（２）高齢者・障がい者生活支援給付金事業（交付金事業）、4,419万8,000円の新規計上でございます。財源は地方創生臨時交付金2,231万4,000円、一般財源2,188万4,000円でございます。事業内容の詳細につきましては、後ほど担当課長よりご説明をさせていただきます。

次のページでございます。3目身体障害者福祉費、（１）障害者自立支援給付経費4,982万7,000円の増額補正でございます。扶助費4,304万5,000円の増であります。介護報酬の増、相談支援相談件数の増などにより、今年度分の増加分を見込み増額補正するものでございます。また、返還金678万2,000円は、令和2年度の給付費の事業費確定により、国庫支出金及び道支出金を超過して交付を受けた障害者医療費負担金が261万5,624円、障害児入所給付費負担金が116万8,796円、障害者自立支援給付費負担金299万6,415円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は障害者自立支援給付費負担金の国費が2,151万8,000円、道費が1,075万7,000円、一般財源が1,755万2,000円となります。

続きまして、7目福祉館費、(1)福祉館管理運営経費33万3,000円の増額補正でございます。今年度の消防設備点検における指摘事項を改善するため、緑丘福祉館の自動火災報知設備及び非常照明器具を修繕するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、8目アイヌ施策推進費、(1)生活館管理運営経費5万3,000円の増額補正でございます。生活館の燃料費について、灯油の価格高騰に伴う不足分の計上でございます。財源は一般財源でございます。続きまして、(2)イオル再生事業5万9,000円の増額補正です。事業用車両燃料費について、ガソリンの価格高騰に伴う不足分の計上でございます。財源は国のアイヌ政策推進交付金4万6,000円、一般財源1万3,000円を充当いたします。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、(1)子ども育成推進経費2万円の増額補正でございます。令和2年度の子ども・子育て支援交付金の精算に伴い、国庫支出金を超過して交付を受けた2万円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして、次のページをお開きください。(2)子育てふれあいセンター管理運営経費3万6,000円の増額補正であります。令和2年度の子ども・子育て支援交付金の精算に伴い、国庫支出金を超過して交付を受けた3万6,000円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして、(3)放課後児童対策事業経費90万3,000円の増額補正であります。修繕料は虎杖浜児童クラブ遊戯室の床の腐食が著しいため、修繕に必要な経費18万9,000円を計上するとともに、返還金は令和2年度の子ども・子育て支援交付金の精算に伴い、国庫支出金を超過して交付を受けた71万4,000円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は子ども・子育て支援交付金の国費分、道費分がそれぞれ6万2,000円、一般財源が77万9,000円を増額するものでございます。続きまして、(4)助産師オンライン相談事業(交付金事業)でございます。10万円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算(第1号)にて議決をいただいた事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額となります。

2目児童措置費、(1)児童手当給付経費286万円の増額補正でございます。令和4年10月より、児童手当の見直しにより、一定以上の所得がある方への特例給付を廃止することに伴い、システムの改修に要する委託料を計上するものでございます。財源は全額、子ども・子育て支援事業費補助金を充当いたします。続きまして、(2)新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯臨時給付事業49万1,000円の増額補正です。令和2年度の子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金の精算に伴い、国庫支出金を超過して交付を受けておりました49万1,000円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、4目児童福祉施設費、(1)特別保育事業経費47万3,000円の増額補正でございます。令和2年度の子ども・子育て支援交付金の精算に伴い、国庫支出金を超過して交付を受けた47万3,000円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でござ

ございます。続きまして、(2) 認定こども園運営等経費 807 万円の増額補正でございます。負担金 805 万 2,000 円は、各認定こども園の見込み児童数の増減のほか、公定価格の上昇により給付費が増加したこと。返還金は令和 2 年度の子育てのための施設等利用給付交付金の精算に伴い、道支出金を超過して交付を受けた 1 万 8,000 円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は子どものための教育・保育給付費負担金の国費分が 298 万 4,000 円、道費分が 169 万円、子育てのための施設等利用給付交付金が国費分が 2 万 1,000 円、道費分が 1 万円、一般財源 336 万 5,000 円を充当いたします。次のページでございます。(3) 保護者負担補助事業 18 万円の増額補正でございます。本事業は、子育て支援に係る保護者負担の軽減を図るため、副食費が徴収される世帯に対し全額補助するというものでございますが、対象児童が当初予算の見込み数より増加したため、不足分を増額補正するものでございます。財源は全額、ふるさと GENKI 応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

続きまして、5 目子ども発達支援センター費、(1) 子ども発達支援センター換気対策事業(交付金事業)でございます。14 万 3,000 円の減額補正です。新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算(第 1 号)にて議決をいただきました事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額でございます。

続きまして、4 款環境衛生費、1 項 1 目地域保健費、(1) 検診管理事業経費 114 万 4,000 円の増額補正です。国の健康診査の実施等に関する指針の一部が改正され、健診結果の電子情報について、転居時に市町村間で継続的に利用できる仕組みや、個人が一元的に確認できる仕組みを構築する必要となったことから、システム改修委託料を計上するものでございます。財源は国庫支出金の疾病予防対策等事業費等補助金 48 万 6,000 円、一般財源 65 万 8,000 円を充当するものでございます。

続きまして、3 目予防費、(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 644 万 3,000 円の増額補正でございます。3 回目のワクチン接種に向けて、ワクチンを保管する冷凍庫のための電源整備工事を実施するもの。備品管理費はワクチン保管用冷凍庫の非常用電源を購入するための経費の計上でございます。財源は全額、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金を充当いたします。

次のページでございます。2 項環境衛生費、1 目環境衛生諸費、(1) 有害昆虫・鳥獣駆除対策経費 26 万 9,000 円の増額補正です。スズメバチの大量発生による駆除業務及びヒグマ出没情報による出動回数が増加したことから、不足分を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして、(2) 環境美化対策経費、財源振替でございます。札幌市在住の方より、環境美化資金として指定寄附があったことから、本事業に充当することとし、同額一般財源を減額するものでございます。

続きまして、3 目火葬場費、(1) 白老葬苑管理経費 50 万 1,000 円の増額補正でございます。

消防の点検による指摘事項を改善するため、白老葬苑の灯油タンクの防油堤、この防油堤と

いうのは屋外タンクの中の油が漏れて外に流出しないという構造物でございますが、その防油堤を修繕するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項4目畜産業費、(1)白老牛消費拡大推進経費44万5,000円の減額補正でございます。31回目となる本年の白老牛肉まつりにつきましては、当初特別編としてドライブスルー形式により実施する予定でありましたが、本年5月16日からの緊急事態宣言により内容を変更し、事前申込者に対して自宅へ発送する形式としたことから、牛肉まつりに対する補助金を減額するものでございます。財源は一般財源の減額となります。続きまして、(2)白老牛肉まつり感染症対策事業(交付金事業)でございます。46万1,000円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算(第1号)にて議決をいただいた事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額となります。

続きまして、2項林業費、2目白老ふるさと2000年ポロトの森管理費、(1)森林理解促進普及啓発事業223万2,000円の減額補正でございます。本事業において、当初予定しておりましたポロトの森教育プログラムにつきまして、新型コロナウイルスの影響により実施できなかったことから、報償費200万円、需用費23万2,000円を減額するものでございます。財源は森林環境譲与税基金繰入金の減額となります。

次のページをお開きください。3項水産業費、1目水産振興費、(1)一次産業事業者経営支援事業(交付金事業)でございます。295万円の減額補正です。新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算(第8号)にて議決をいただきました漁業者に対する事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額となります。

続きまして、7款商工費、1項1目商工振興費、(1)プレミアム付商品券発行事業(交付金事業)でございます。こちら729万円の減額補正でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算(第1号)にて議決をいただいた事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は道支出金が165万円の減、地方創生臨時交付金564万円の減額となります。続きまして、(2)小規模企業者経営支援事業(交付金事業)でございます。778万円の減額補正です。新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算(第1号)にて議決をいただきました事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額でございます。続きまして、(3)飲食店経営持続化緊急支援事業(交付金事業)215万6,000円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算(第1号)にて議決をいただきました事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額でございます。

次のページをお開きください。2項観光費、1目観光対策費、(1)観光資源管理経費36万3,000円の増額補正でございます。ポロト大型バス第1駐車場前の北海道電力電柱の移設に

に伴い、電力ケーブルを移設しなければならないことから、移設に係る修繕料を計上するものがございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、8款土木費、2項1目道路維持費、(1)道路施設維持補修経費497万3,000円の増額補正でございます。報酬は除雪オペレーターに係る報酬、道路維持補修委託料、重機借り上げ料及び道路維持補修用資材につきましては、今後の見込み額を考慮しまして不足分を計上するものがございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、3項河川費、1目河川総務費、(1)河川施設維持補修経費65万6,000円の増額補正でございます。河川維持補修委託料、重機借り上げ料は、今後の見込み額を考慮し不足分を計上するものがございます。財源は一般財源でございます。

次のページをお開きください。4項港湾費、1目港湾管理費、(1)白老港マンホールポンプ増設事業1,040万1,000円の減額補正でございます。本事業は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して、白老港内汚水を下水管に送水するためのマンホールポンプを増設するという事業でございましたが、新型コロナウイルスの影響により、ポンプの納期に時間を要し、当該交付金は年度内に完結する事業でなければならないというようなことから、事業実施を見送り減額補正するものがございます。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金1,020万円、一般財源20万1,000円の減額でございます。

続きまして、5項都市計画費、1目都市計画総務費、(1)都市計画マスタープラン策定事業524万8,000円の増額補正でございます。都市計画マスタープランの改訂にあわせ、その高度版である立地適正化計画を策定に要する策定委員会経費4万5,000円及び計画策定支援業務委託料520万3,000円を増額するものがございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、6項住宅費、2目住宅管理費、(1)町営住宅維持管理経費705万3,000円の増額補正でございます。町営住宅に係る緊急修繕及び退去修繕の件数が当初見込みより増加したことに伴い、不足分の維持補修業務委託料を計上するものがございます。財源は全額、町営住宅使用料を充当いたします。

次のページをお開きください。9款消防費、1項1目常備消防費、(1)消防本部運営経費30万2,000円の増額補正でございます。旅費15万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種会議がオンライン会議に変更となったこと。需用費及び備品購入費は新規採用職員用の被服及び防火衣を購入するための経費を計上するものがございます。財源は一般財源でございます。続きまして、(2)救急活動経費9万6,000円の増額補正でございます。西部出張所において稼働中の救急自動車について、車検時の整備不良箇所を修繕するための経費を計上するものがございます。財源は一般財源でございます。(3)職員訓練研修経費103万5,000円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、各種訓練への不参加や北海道消防学校への受講枠減少に伴い、旅費、需用費、負担金の訓練研修経費を減額するものがございます。財源は一般財源の減額でございます。

続きまして、2目非常備消防費、(1)消防団活動経費88万2,000円の減額補正でございま

す。新型コロナウイルス感染症の影響により、胆振地方消防訓練大会が中止となったことから、大会参加に関する旅費、需用費を減額するものでございます。財源は一般財源の減額でございます。

続きまして、3目消防施設費、(1)消防水利維持保全経費195万8,000円の増額補正でございます。修繕料133万1,000円は、北吉原地区に設置している消火栓2基について、止水不良により厳冬期の使用に支障をきたすことから修繕するものであり、工事請負費62万7,000円は虎杖浜地区に設置している消火栓について、車両の出入りに支障をきたしているとの申し出があったことから、消火栓1基の移設工事を実施するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

次のページをお開きください。10款教育費、1項5目諸費、(1)GIGAスクールサポーター配置事業(交付金事業)80万5,000円の増額補正でございます。本年度より、GIGAスクールサポーターを配置しておりますが、令和4年1月よりスクールサポーターを1名増員するための経費を計上するものでございます。財源でございますが、国庫支出金の公立学校情報機器整備費補助金が2分の1の40万3,000円、地方創生臨時交付金8万1,000円、一般財源31万1,000円を充当するものでございます。なお、一般財源分は国庫補助事業の地方負担分として交付される見込みであります。現時点においては額が未定のことから、このたびは一般財源として計上するものであり、その財源は財政調整基金から繰入れることとしてございます。

続きまして、(2)萩野小学校遊具整備事業103万4,000円の増額補正でございます。株式会社ケイホク様より、萩野小学校創立100周年に対する寄附があり、萩野小学校より体力向上事業の一環としてグラウンド内に遊具を設置してほしいとの希望があったことから、寄附金を活用して遊具を設置するものでございます。財源は指定寄附金100万円、一般財源3万4,000円を充当するものでございます。(3)学校教育活動継続支援事業(交付金事業)60万円の新規計上でございます。財源は国庫支出金の学校保健特別対策事業費補助金が2分の1の30万円、残り30万円は一般財源となります。なお、一般財源分は国庫補助事業の地方負担分として交付される見込みでございますが、現時点では額が未定ということから一般財源として計上するものでございまして、その財源は財政調整基金から繰入れることとしてございます。事業内容の詳細につきましては、後ほど担当課長よりご説明させていただきます。続きまして、(4)タブレット端末利用環境整備事業(交付金事業)82万4,000円の新規事業でございます。財源は国庫支出金の公立学校情報機器整備費補助金70万円、地方創生臨時交付金12万4,000円を充当いたします。事業内容の詳細につきましては、後ほど担当課長よりご説明させていただきます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費、(1)小学校施設管理費15万6,000円の増額補正でございます。今年度の消防設備点検における指摘事項を改善するため、白老小学校の避難設備、誘導灯でございますが、この避難設備と、虎杖小学校の自動火災報知設備を修繕するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして、(2)

小学校施設整備事業 11 万円の減額補正です。白老小学校電気設備改修事業について入札が終了し、事業費が確定したことから執行残の整理による減額でございます。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金 3 万 6,000 円、一般財源 7 万 4,000 円の減額でございます。

次のページでございます。2 目教育振興費、(1) 小学校教育振興一般経費 10 万円の増額補正でございます。苫小牧地方法人会白老地区様より、小学校の図書購入費として 10 万円の指定寄附があったことから、小学校 4 校に各 2 万 5,000 円ずつ図書購入費について寄附金を財源として増額するものでございます。

続きまして、3 項中学校費、1 目学校管理費、(1) 中学校施設管理経費 26 万円の増額補正でございます。本年度の消防設備点検における指摘事項を改善するため、白老中学校の自動火災報知設備及び白翔中学校の誘導灯を修繕するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。(2) 中学校施設整備事業 362 万 9,000 円の減額補正です。白老中学校電気設備改修事業について入札が終了したため、事業費の整理による減額でございます。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金 373 万円を減額し、今後の契約変更に備えるため、一般財源は 10 万 1,000 円を増額するものでございます。

続きまして、4 項社会教育費、2 目公民館費、(1) 公民館管理運営経費 27 万 8,000 円の増額補正でございます。萩野公民館の自動ドアについて不具合が生じていることから、自動ドア装置を交換するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。(2) 中央公民館音響設備改修事業 20 万円の減額補正です。中央公民館の音響設備の改修工事について入札が終了したため、事業費の整理による減額でございます。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金 56 万円を減額し、今後の契約変更に備えるため、一般財源は 36 万円を増額するものでございます。続きまして、(3) 公民館等感染予防対策事業(交付金事業)でございます。50 万円の減額補正です。新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算(第 1 号)にて議決をいただきました事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額でございます。続きまして、(4) 公民館等換気対策事業(交付金事業)でございます。65 万 4,000 円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計補正予算(第 1 号)にて議決をいただきました事業でございますが、執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額でございます。続きまして、(5) 中央公民館等備品購入事業 922 万 5,000 円の新規計上でございます。中央公民館の会議用テーブル及び椅子は経年劣化により損耗状態が激しい状況となっていることから、この状況を改善するため、新規にテーブル 120 台、椅子 265 脚を購入するものでございます。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金 715 万 4,000 円、一般財源 207 万 1,000 円を充当するものでございます。

次のページをお開きください。5 目仙台藩白老元陣屋資料館管理費、(1) 資料館運営経費 18 万円の増額補正でございます。仙台藩白老元陣屋資料館内にある展示ケースについて、ガラスが割れている状況にあることから、修繕に要する経費を計上するものでございます。財源は

一般財源でございます。

続きまして、5項保健体育費、2目体育施設費、(1)体育施設維持管理経費 19万8,000円の増額補正でございます。町民温水プールの更衣室シャワーの温度が安定せず、不具合が生じていることから、シャワーサーモスタットの修繕に要する経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして、6項給食施設費、1目しらおい食育防災センター管理運営費、(1)しらおい食育防災センター運営経費 14万6,000円の増額補正でございます。調理で発生した汚染空気を吸い込む油煙除去装置に不具合が生じていることから、当該装置の修繕に要する経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、13款給与費、1項1目給与費、(1)職員人件費 615万9,000円の増額補正でございます。国民健康保険事業特別会計で道補助金を活用していた一般会計の給与費で計上している職員人件費が補助対象外となったことから、給料306万3,000円、職員手当等215万7,000円、共済費93万9,000円をそれぞれ増額するとともに、同額を国保会計に振り替えるものでございます。

次のページをお開きください。14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金 2,133万円の増額補正でございます。体育振興基金積立金 8万3,000円は白老町パークゴルフ協会様からの指定寄附、農業振興基金積立金 100万円は株式会社敷島ファーム様からの指定寄附分でございます。次に、ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金 2,024万7,000円は8月から10月までの3か月分の指定寄附金 4,047万8,000円のうち、おおむね2分の1を積立てるものでございます。なお、ふるさと納税でございますが、11月末現在、3億249万1,000円、前年同期と比較いたしまして1億1,739万1,000円の増というような形になっているところでございます。以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次、歳入の一般財源を説明させていただきたいと思っておりますので、14ページ、15ページにお戻りください。20款繰入金です。9目財政調整基金繰入金 2,250万5,000円の計上でございます。新型コロナウイルス感染症の交付金事業、高齢者・障がい者生活支援給付金事業の一般財源分 2,188万4,000円、GIGAスクールサポーター配置事業の国庫補助事業の地方負担分 32万1,000円、学校教育活動継続支援事業の地方負担分 30万円を繰入れるものでございます。

続きまして、21款繰越金、1目繰越金、前年度繰越金 3,826万6,000円の計上でございます。歳出総額に対する歳入不足として計上するものでございます。これにより繰越金の留保額は1億6,655万1,000円となります。

続きまして、22款諸収入、5項3目過年度収入 1,441万7,000円の計上でございます。令和2年度の障害者自立支援給付費、国庫負担金の精算に伴うものでございます。

続きまして、議案第1号の説明資料ということで、青表紙の資料がお手元に配付されているかと思いますが、こちらの最後のページを御覧いただきたいと思います。こちらは令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予算計上の状況をまとめたものでございます。1の交付限度額は、本年度の交付金額につきましては、8月に追加交付のございました。

た事業支援分を合わせまして、計の欄になりますが、1億8,781万6,000円、これが白老町における新型コロナウイルス感染症の交付金の今年度の交付額というような状況になっているところでございます。一つ飛ばしまして、3の12月補正増減表のところを御覧いただければと思います。こちら今、これまでご説明をさせていただいたところだったのですが、執行残はこれまで説明させていただいたとおり13事業ということで、こちら減額補正と書いていまして、事業数が13、そして黒三角が2,251万9,000円、執行残により2,251万9,000円となったというところでございます。そして、このたびその上の増額補正ということで、同数が2,251万9,000円として書かれているのですが、この残額した部分を活用しまして高齢者・障がい者生活支援給付金事業に充当した形になります。それで、増額補正の右3つ、一般財源2,188万4,000円と記載されておりますが、この2,188万4,000円と、コロナ地単の2,251万9,000円を合わせまして、高齢者の生活支援事業に充当しているというような状況になっているところでございます。それで戻っていただきまして、2の本年度の状況でございます。今、ご説明したとおり、新型コロナウイルス感染症の交付金、今回、今の時点なのですけれども、執行残を整理いたしまして、そしてその全てを高齢者の給付対策事業に充てたという状況になってございますので、最初にご説明した交付限度額1億8,781万6,000円は現時点で全て使い切っているといえますか、活用しているというような状況になっているところでございます。なお、11月会議の中で私が執行残の想定金額2,200万円ですというお話をさせていただいて、そして10月補正で財政調整基金で繰入れた分1,500万円をこの執行残から差引いて700万円残るといようなお話をさせていただいたのですが、その1,500万円は今回繰戻しはしないで、高齢者の支援給付事業にこの残額した部分を充当したというような状況になっているところでございます。現時点の情報なのですが、今後4回目となる国からの新型コロナウイルスの交付金が交付される予定になっているところでございます。現在、閣議決定ということで詳細についてはまだまだ不明な点ではございますが、国の補正予算額が地方の単独分として1.2兆円、新型コロナウイルスの交付金で補正予算あげますというようなお話になってございます。ですから、本町における新型コロナウイルスの交付金がいかに交付されるかということと、あともう1点、これまでの事業を振り替えて、要するに財政調整基金で使っていた部分をその新型コロナウイルスの交付金に振り替えていかどうかというのはまだ不透明な部分ではあるのですけれども、その辺をクリアすればきちんとこの現時点での約3,700万円、財政調整基金で繰入れしている部分については繰戻しをしたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 続いて、交付金事業の説明で、山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 私のほうから、引き続き説明資料をもとに事業の説明をさせていただきます。事業ナンバー1、高齢者・障がい者生活支援給付金事業になります。こちらにつきましては、事業費としては4,419万8,000円になります。内訳としましては、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金が2,231万4,000円、一般財源が2,188万4,000円となっ

てございます。まず事業目的といたしましては、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして日用品や石油製品等の高騰が続いておりまして、特に高齢者や障がい者などの年金生活世帯の家計への影響が大きいことが懸念されることから、生活支援を目的とした給付金を支給するものでございます。次、事業概要でございます。まず概要につきましては、こちら基準日を令和3年、今年の12月1日としております。そちらで住民基本台帳に記載されている昭和32年4月1日以前に生まれた方、こちら65歳以上の方。それから来年の3月31日までに65歳になる方、現在64歳の方についても対象と考えてございます。それと重度障がいをお持ちの方に対して、お一人5,000円を現金給付するという内容でございます。それから規模でございます。対象見込人数としては、高齢者が7,480人、障がいの方が220人ということで、全体としては7,700人ということで想定をしております。次、手法につきましては、こちらのほうは申請に基づきまして、対象者1人当たり5,000円を指定口座に振込みするという内容でございます。前後しますが、こちらにおいては所得制限等は設けることは考えておりません。お一人5,000円支給するという内容で、2人65歳以上の方がいらっしゃれば、その世帯に1万円を振り込むという形になります。それで、手続きとしては、まず申請方法で対象者のいる方の世帯の世帯主宛に申請書を送付させていただきます。その申請書に振込口座等を記入していただいて、返信用封筒を同封いたしますので、そちらで送り返していただくことをまずは想定しております。申請期間としては、来年の1月中旬に申請書を発送し、2月末までに返送をいただいて、順次給付をしていきたいということで、こちら定額給付金のときも2週間程度要して振込みをしたということで、今回の申請においても申請受理後、2週間をめぐり順次振込みを行っていきたくと考えております。それから事業費の内訳は記載のとおりになってございますが、いろいろ事務費等について国のほうでも議論になってございますが、最低限の事務費で振り込み手数料とか、郵便料とか、あと問い合わせ、それから発送の業務とかもありますので、会計年度任用職員を2名、3か月雇用させていただいて事業のほうを実施したいと考えております。最後、事業効果につきましては、給付金の支給によりまして物価高騰による家計への影響を抑えることができ、生活水準、それから生活維持に寄与できるというところになってございます。

○議長（松田謙吾君） 続いて、鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 私からはナンバー2とナンバー3の事業についてご説明を申し上げます。

はじめに、ナンバー2の学校教育活動継続支援事業です。事業費については60万円で、内訳については先ほど大塩企画財政課長がご説明したとおりとなっております。本事業につきましては、令和2年度に各校80万円ずつの予算を計上させていただきましたこの事業に対しまして、8月ごろにデルタ株の置き換わりなどにより感染が非常に広がったことを受けまして、国が補助上限額を上乗せするという追加申請分にかかるものであります。事業概要につきましては、学校における感染症対策の支援、それから教職員の資質向上のための研修等の支援、子

供たちが実際に学習する保障のための支援ということに関して補助が出るという形になっております。需用費、アルコール、マスク等の購入、それから報償費の講師謝礼につきましては、学校においてICT関係の研修を行う講師を招聘するための謝礼、それから備品購入費の大型モニターにつきましては、各それぞれの教室におきまして、今ICTを活用した授業をする中でモニターを大きな物に変えていく必要がある部分について購入することとなっております。

事業費の内訳につきましては、各校の計画に基づきまして、それぞれ計上させていただいております。備品購入費、消耗品費等になっております。事業効果といたしましては、各学校の状況に合わせた感染対策消耗品や備品を購入し、密閉・密集・密接を回避し、児童生徒・教職員等の感染を防ぎ、児童・生徒の継続的な学びの保障を図るものと考えております。

続いて、ナンバー3です。タブレット端末利用環境整備事業、事業費につきましては82万4,000円、内訳については先ほどご説明があったとおりでございます。ねらいにつきましては、GIGAスクール構想するために、災害や感染症の発生による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTを活用することにより子供たちの学びの場を保障することを目的としております。今後、臨時休校や長期休業中にタブレットを持ち帰り家庭学習を行うなど検討した際、通信機器がなくタブレットを利用できないご家庭に向けて、国の補助を利用して無償として貸出し用のルータを整備するものとして今回計上しているものであります。事業概要といたしましては、ポケット型Wi-Fiルータを購入いたしまして、通信環境がないご家庭に貸与するというものでございます。台数といたしまして、今回70台と算出したいたしましたのは、11月に全児童生徒に向けてICT環境調査の実態調査をさせていただいた中、その回収結果の中で約9割程度のご家庭はWi-Fiの環境が整備されているという結果が出たことに伴いまして、今いる全児童生徒数729名の1割というところで70台ということで設定をさせていただいております。この公立学校情報機器整備基金補助金の上限額が決まっておりますので、1台当たりの上限が1万円ということでありますので、その上限額を除いた部分について補助をいただくという形になります。総額の82万4,000円のうち、地方単独分として12万4,000円いただくということになります。事業効果といたしましては、休校時、それから長期休業等におきましても、持ち帰りによる家庭学習を継続することが可能となり、子供たちの学びの保障をすること。それから児童生徒一人一人の能力の可能性を最大限に引き伸ばすことができると考えております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案の説明が終わりましたので、何か聞いていく必要のある方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 先ほどの説明の中で、1か所子供のことでお伺いしたいのですがよろ

しいですか。18万円余分にかかるというところです。27ページです。副食費保護者負担補助事業というのは、予定は何名されていて、何名増えて、またその増加した要因というのはどのように捉えていらっしゃるのか、その辺だけ教えてください。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） ただいまのご質問です。保護者負担金の増額補正についてでございますが、延べ人数なのですが、当初1,320人を見込んでいたのですが、1,360人ということで、延べ40人の増ということで見込んでございます。その要因については、国のほうで年収が360万円未満ですと国のほうの補助対象になるのですがけれども、それ以上が補助対象外となりまして、この事業の町独自の補助の対象とさせていただいております。ということで、国の基準の以上の年収があった方が見込みよりも多かったということの捉えでございます。以上です。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） つまり国の基準が360万円で、白老町はその360万円よりも以下の人が多かったということですか。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） その逆でございまして、国のほうでは360万円までの方は国のほうの免除対象になるのです。それ以上の方については、免除とならないものですから、町の独自事業としてこの補助事業を行っておりますので、360万円を超える世帯が多かったということでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議2-1をお開きください。議案第2号でございます。

令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明させていただきます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ608万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,934万8,000円とする補正でございます。

次に、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明のほうは省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出のほうから説明させていただきます。6ページをお開きください。先ほど一般会計の補正予算のところでも説明がありましたが、6款保健事業費、2項1目の（1）健康づくり指導経費につきましては、常勤職員の給料等が道補助金の交付対象

外となったことから、これに係る経費 616 万 2,000 円を減額するものであります。なお、財源につきましても、道補助金 250 万円、一般会計繰入金 366 万 2,000 円をそれぞれ減額するものであります。

次に、9 款諸支出金、1 項 2 目償還金につきましては、令和 2 年度の保険給付等普通交付金の精算額確定に伴いまして 7 万 6,546 円の返還となることから、7 万 6,000 円を増額するものでございます。

次に、歳入でございます。4 ページをお開きください。6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、歳出でご説明した償還金に係る 7 万 6,000 円を増額補正でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 2 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 2 号の議案説明を終わります。

日程第 3、議案第 3 号 令和 3 年度白老町水道事業会計補正予算（第 1 号）の議案について説明をお願いいたします。

野宮上下水道課長。

○上下水道課長（野宮淳史君） それでは議 3-1 をお開きください。議案第 3 号 令和 3 年度白老町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。このたびの補正予算につきましては、収益的支出を増額補正するものでございます。

第 1 款の水道事業費用につきましては、既決予定額 3 億 5,321 万円に 500 万円を追加し、3 億 5,821 万円とする内容でございます。

次に、議 3-2 でございます。令和 3 年度白老町水道事業会計補正予算実施計画書につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に、議 3-3、令和 3 年度白老町水道事業会計補正予算説明書を御覧願います。収益的支出の 1 款水道事業費用、1 項営業費用、3 目配水及び給水費についてですが、水道管の漏水などに伴う修繕費、材料費及び舗装復旧委託料など給配水管の修理等に係る費用が不足する見込みであることから、15 節委託料 50 万円、18 節修繕費 250 万円及び 21 節材料費 200 万円の各節合計 500 万円を増額するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 3 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 3 号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議4-1をお開きください。議案第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ1,653万3,000円増額補正する内容となっております。

次に、議4-2をお開きください。令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書は、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

続きまして、議4-3を御覧ください。先に真ん中から下段の資本的支出の説明ですが、医療機器5台及び厨房機器1台、計6台の更新事業として1,653万3,000円の増額補正となっております。次に真ん中から中段の資本的収入の説明ですが、医療機器5台及び厨房機器1台、計6台の更新費用として、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を充当するものであり、資本的支出と同額となる1,653万3,000円の増額補正となっております。ここで購入予定の医療機器5台の内訳について順にご紹介いたします。まず、1台目ですが、全自動高圧蒸気滅菌器であります。この機器は当院の中央材料室に配置し、使用済みの医療器材等を消毒と合わせて滅菌を行い、各種感染対策を施すことで再度診療に使用できる状態に戻すという機器でございます。次に2台目ですが、全自動散薬分包機でございます。この機器は、当院の薬局に配置し、1回分の処方薬の種類や数が多い高齢者の入院患者に対する薬の処方について、1回分の用量全て1袋の包装調剤にまとめることで服薬もれや服薬量の間違いなどを防止するため薬を分封する機械でございます。次に3台目ですが、薬袋薬錠発行器でございます。この機器は当院の薬局に配置し、先ほどご紹介した全自動散薬分包機と連動し、いわゆる薬の入る袋、これを差しておりますけれども、この薬袋へお名前等の印刷、また薬品情報という、A4の用紙があります。それに薬品名だとか、効能、服薬方法等をプリントし、発行する機器でございます。次に、4台目です。エックス線骨塩定量測定装置でございます。この機械は当院のレントゲン室に配置し、腰椎、大腿骨、前腕部等の部位を測定することにより、骨粗しょう症等の発症リスクを検査する機器でございます。最後に5台目となる簡易エコー機器でございます。この機器は当院の救急処置室に配置いたしますが、既に当院のエコーの機器につきましては、令和元年度のアイヌ政策推進交付金事業にて更新済みでございます。今回の簡易エコー機器につきましては主に救急患者をはじめ、発熱外来室や訪問診療等においても軽量で持ち運びが可能であり、感染対策上、少人数の医療スタッフでも使用可能だということから、このタブレット製の簡易エコー機の導入を実施するものでございます。以上が医療機器5台の紹介であります。次に、厨房機器1台をご紹介いたします。冷凍庫1台の購入であります。この機器は当院の厨房室に配置いたしますが、冷凍食品の保管、また食品衛生保管庫として購入するものでございます。以上、医療機器5台と厨房機器1台でございますが、いずれも現行機器は購入から

約 20 年超過した機器でございます。近年は経年劣化等から故障の多発や部品交換等の修理が不可能となるなど、3 年後に予定される病院改築時期まで現行機器の継続使用が不可能と、いずれも困難と判断されたことから、今回更新に至った理由でございます。また、いずれの機器も改築後の新病院への移設、また新病院における使用が可能ということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 4 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 4 号の議案説明を終わります。

日程第 5、議案第 5 号 白老町債権管理条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） それでは、議 5－1 をお開きください。議案第 5 号 白老町債権管理条例の制定についてご説明いたします。

条文の朗読は省略いたしまして、議 5－7 をお開きください。

附則です。

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（白老町税外諸収入金の徴収に関する条例の廃止）

2 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和 43 年条例第 2 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例は、施行日前に発生した町の債権についても適用する。

4 この条例の施行日前に法令等の規定により行われた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続きその他の行為とみなす。

次に、議 5－8 をお開きください。議案説明です。白老町債権管理条例の制定について。町が保有する金銭債権については、町税をはじめ、各種保険料、使用料、手数料など多岐に渡り、債権ごとに管理方法や基準が異なることや、公債権と私債権の分類に応じた適切な管理体制の構築が必要であるといった課題があることから、こうした課題に対応し債権管理の一層の適正化を図るべく、各債権の管理方法や基準等を明確化、統一化し、もって町民負担の公平性の確保及び健全な行財政運営に資するため、本条例を制定するものであります。

次のページに資料を添付しておりますので、条例の概要についてご説明いたします。

1、条例制定の背景については、議案説明と重複しますので省略し、2、条例制定の目的からご説明いたします。

（1）債権管理の事務処理基準・様式の統一化であります。①債権管理に関する法令が多岐

に渡ることから体系的に整理するとともに、法令の規定を補い、必要な規定を整備いたします。

②所管課ごとで異なる債権の管理方法や基準、様式を統一化いたします。

(2) 納付意志のない滞納者への法的措置の明確化であります。①納入催告に応じない、誓約を守らないなど、資力があるにも関わらず納付意志のない滞納者に対しては、法的措置により債権の強制徴収を行うこととし、基準を明確化いたします。

(3) 生活困窮者等への対応の明確化であります。①失業、疾病、災害等、やむを得ない事情により生活困窮等となっている滞納者に対しては、支払期限の猶予、分割納付、徴収停止等の措置を行うこととし、基準を明確化いたします。

(4) 重複滞納者の情報管理と効果的な徴収対策であります。①複数の債権の重複滞納者の情報を集約し、共同による納付相談、催告、強制執行の実施等、迅速かつ効果的な徴収対策を講じます。次のページです。②滞納者情報については、利用目的、利用範囲を限定し、情報の安全管理を徹底いたします。

(5) 私債権に係る「債権放棄」の基準の明確化であります。①一定の要件を満たす徴収不能な債権（不良債権）については放棄することができるものとし、効率的な債権処理と不良債権の縮減を図ります。以上の5点を条例制定の目的としております。

最後に、3、条例の主な内容についてご説明いたします。

(1) 台帳の整備で、町の債権を適正に管理するため、債権ごとに管理台帳を整備することを定めております。

(2) 滞納者に関する情報は、債権管理事務を効果的、効率的に進めるため、関係課が相互に滞納者の情報を収集、利用できる範囲を定めております。

(3) 督促は、履行期限を過ぎた債権について、期限を指定して督促を行うことを定めております。

(4) 滞納処分等は、強制徴収債権について、督促後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合は、滞納処分（差押え等）を行うことを定めております。

ここで欄外の注釈を先にご説明させていただきたいと思います。本条例の対象となる債権は大きく2種類ありまして、まず一つ目が米印の1、強制徴収債権と申しますのは、個別の法令に基づき、地方税の例による滞納処分（差押え等）が行える債権でございまして、国保税、介護保険料、後期高齢者保険料、保育料、下水道使用料などがこれにあたります。もう一つ、米印の2、非強制徴収債権につきましては、個別の法令に規定がないため、滞納処分できない債権ということで、強制徴収を行うには訴訟手続きを裁判所等に申し立てる必要がある債権でありまして、水道料、住宅料、学校給食費、土地建物貸付料などが該当いたします。

表のほうに戻っていただきまして、(5) 強制執行等です。今、ご説明しました非強制徴収債権について、督促後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合は、訴訟手続きによる履行請求、強制執行等を行うことを定めております。

(6) 徴収停止等は、非強制徴収債権について、債務者が所在不明または法人が廃業し、か

つ差押え財産の価額が強制執行の費用に満たないなど一定の要件に該当する場合は、以後の徴収を停止することを定めております。

(7) 履行延期の特約等は、非強制徴収債権について、債務者が無資力またはこれに近い状態であるなど一定の要件に該当する場合は、履行期限を延長し、さらに分割納付を認めることを定めております。

(8) 免除は、非強制徴収債権について、履行延期の特約または処分をした後10年を経過してもなお資力の回復が見込めない場合は、債権を免除することを定めております。

(9) 債権の放棄は、非強制徴収債権について、債務者が破産した場合や、債務者が死亡し限定承認があった場合、その他私債権に係る時効期間の満了など一定の要件に該当する場合は、債権を放棄することを定めております。以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。1点だけ確認なのですけれども、こちらの条例、胆振管内や道内の制定状況というか、そちらのほうも教えていただきたいです。

○議長（松田謙吾君） 本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 他自治体の条例の制定状況ということでお答えいたします。まず全道の状況ですけれども、全道179市町村中、現在私の把握している中では83市町村が制定済みでございます。胆振管内で申し上げますと、白老町を除く10市町のうち8市町で既に制定済みとなっております。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 白老町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 議案第6号でございます。議6-1を御覧ください。白老町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定についてのご説明を申し上げます。

条文の朗読は控えまして、議6-3を御覧ください。議案説明でございます。白老町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について。本町の小中学校に在籍する児童生徒に関するいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進すべく、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携推進を図る白老町いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する事項を定めるため、本条例を制定するものである。

議6-2を御覧ください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものとし

ております。

次のページをめくっていただきまして、議案第6号、それからこの組織に関して関連する第7号の説明を合わせてこの場でさせていただきたいと思っております。

白老町いじめ問題対策連絡協議会条例及び白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

1、趣旨といたしましては、国が定めております、いじめ防止対策推進法の規定に基づきまして、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的といたしまして、白老町いじめ問題対策連絡協議会、そのほかの組織を設置することとしております。

2、組織についての設置については、3つございます。(1)白老町いじめ問題対策連絡協議会、これは教育委員会に設置をいたします。法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携推進を図ることとし、学校、教育委員会、PTA、警察等で構成する「白老町いじめ問題対策連絡協議会」を設置いたします。(2)白老町いじめ問題審議会、教育委員会に附属機関として設置いたします。法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策協議や重大事態に係る調査等を行うため、教育委員会の附属機関として設置いたします。(3)白老町いじめ問題調査委員会、これは町長部局に附属機関として設置いたします。法第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査の結果についての調査(再調査)を行うためとして設置するものでございます。

3、所掌事務・組織等につきましては、白老町いじめ問題対策連絡協議会につきましては、①いじめの防止等の取り組み、②関係機関の連携とし、15人以内で任期2年とし、常設の協議会と考えております。白老町いじめ問題審議会につきましては、①いじめの防止等の有効な対策の調査研究、②重大事態に係る事実関係の調査、③重大事態発生防止の措置としておりまして、6人以内で諮問にかかる調査審議期間を設定しております。この部分につきましては、教育、法律、精神保健、心理等の専門知識を有する方に委員構成を考えております。白老町いじめ問題調査委員会につきましては、①重大事態の調査結果に係る再調査に関することとし、5人以内で諮問にかかる調査審議期間と考えております。教育、法律、精神保健等の専門的知識かつ経験を有する者という形で委員構成を考えております。

2ページを御覧ください。重大事態が発生したときの組織の対応のフローについてご説明いたします。学校でいじめの事案が認識された部分につきましては、学校の中におきまして、生徒指導等を含めた学校いじめ防止等の対策委員会による対応が行われた上、教育委員会に報告が上がってくることとなります。教育委員会といたしましては、そのいじめを重大事態と調査主体の判断、指示を行います。その中で学校主体の調査であると判断した場合につきましては、学校いじめ調査委員会による調査を行っていただきます。内容により教育委員会主体の調査が必要だと判断したときには、白老町いじめ問題審議会による調査を行うこととしております。

なお、学校主体の調査の結果につきましては、教育委員会主体の調査を行う審議会のほうに報告をいただくという形になります。そしてさらにその調査報告を受け、委員会より町長に報

告をさせていただきます。その上で、再調査が必要だと町長が認めた場合につきましては、白老町いじめ問題調査委員会による再調査を行い、そしてその再調査の結果は町議会の皆様に報告をするということが今回組織を設置し、重大事態発生時の対応としての流れをつくることになっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 1つだけお伺いいたします。今回つくられる学校いじめ防止等対策連絡協議会は、招集する方はどなたですか。教育長でしょうか、学校長でしょうか、その辺だけお伺いさせてください。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） これは教育委員会が招集いたします。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議7-1をお開きください。議案第7号でございます。白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正条文は省略させていただきます。

議7-3をお開きください。議案説明でございます。先ほど趣旨等につきましては、鈴木学校教育課長のほうからご説明がございましたけれども、本条例につきましては、いじめの重大事態における学校の調査結果についての調査等を行う白老町いじめ問題調査委員会を町長の附属機関に、そしていじめの防止等のための実効的な対策に関する調査等を行う白老町いじめ問題審議会を教育委員会の附属機関にそれぞれ設置するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページの新旧対照表は記載のとおりでございますので説明を省略いたします。

戻りまして、議7-2でございます。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第8号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議8-1をお開きください。議案第8号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正文につきましては朗読を省略させていただきます。

附則でございます。

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る白老町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議8-2をお開きください。議案説明でございます。産科医療補償制度の見直しに伴い、健康保険法施行令等の一部が改正され出産育児一時金の額が改正されたことから、本町の国民健康保険加入者についても同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、合わせて規則も改正することとなり、出産育児一時金におけるほとんど場合におきまして、現在42万円の給付となっておりますが、こちらの被保険者への42万円の給付につきましては影響はございません。

新旧対照表につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第9号 白老町立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議9-1をお開きください。議案第9号 白老町立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定についてのご説明をさせていただきます。

特別養護老人ホーム寿幸園は、平成19年4月1日より指定管理制度のもと、これまで14年8か月にわたり公設民営化において管理を行ってまいりました。この間、高齢者人口の増加により、介護保険制度を取り巻く環境が大きく変わり、介護給付の増加に伴う介護報酬の見直しなど、コストを抑えつつ最適な介護サービスの提供を行うことが求められ、全国的に公設民営から民設民営へと経営形態も大きく変わり、北海道内における特別養護老人ホームの設置運営状況からも近年自治体から民間に移譲するケースが多く見受けられております。また、令和3年

4月に策定いたしました白老町行財政改革推進計画におきましては、行政サービスの充実や効率的、効果的な行政運営を進めることが基本方針として掲げられており、町民のサービスの水準を低下させることなく民間が行うことにより、効率的、効果的なものが民間に任せるとの考えのもと、現状と課題を捉えつつ民営化に向けた基本方針を策定しております。

議9-2をお開きください。議案説明でございます。令和3年11月26日に策定いたしました「白老町立特別養護老人ホーム寿幸園民営化に向けた基本方針」に基づき、令和4年4月1日から白老町立特別養護老人ホーム寿幸園を民営化することに伴い、本条例を廃止するもので、施行日は令和4年4月1日とするものでございます。以上で説明を終了させていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 白老町体育施設の指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 議10-1をお開きください。議案第10号についてご説明いたします。議案内容は、白老町体育施設の指定管理者の指定についてでございます。現在、白老町総合体育館をはじめ、9つの体育施設は指定管理により管理運営しておりますが、指定管理期間が令和4年3月31日で終了することから、令和4年4月1日以降も引き続き指定管理により運営を行うための提案でございます。

次のページ、議10-2、議案説明でございます。白老町体育施設の指定管理者として、一般財団法人白老町体育協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件、指定管理者の候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募したところ、1団体（一般財団法人白老町体育協会）からの応募があり、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において審議をした結果、現指定管理者である一般財団法人白老町体育協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。なお、指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

次のページ以降に参考資料としまして、指定管理者候補者である一般財団法人白老町体育協会の概要及び選定委員会における選定結果について掲載しております。内容につきましては記載のとおりですので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 10 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 10 号の議案説明を終わります。

日程第 11、議案第 11 号 北吉原体育施設の指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 議 11-1 をお聞きください。議案第 11 号についてご説明いたします。議案内容は、北吉原体育施設の指定管理者の指定についてでございます。現在、白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び北吉原運動広場は指定管理により管理運営しておりますが、指定管理期間が令和 4 年 3 月 31 日で終了することから、令和 4 年 4 月 1 日以降も引き続き指定管理により運営を行うための提案でございます。

次のページ、議 11-2、議案説明でございます。北吉原体育施設の指定管理者として、一般財団法人白老町体育協会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件、指定管理者の候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募したところ、2 団体からの応募があり、同条例第 4 条第 2 項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において、採点方式による審査を行い、審議をした結果、現指定管理者である一般財団法人白老町体育協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。なお、指定管理期間は白老町体育施設同様、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 か年間であります。

また、次のページ以降に参考資料としまして、指定管理者候補者である一般財団法人白老町体育協会の概要及び選定委員会における選定結果について掲載しております。内容については記載のとおりですので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 11 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 11 号の議案説明を終わります。

日程第 12、議案第 12 号 白老町民温水プール指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 続きまして、議 12-1 をお聞きください。議案第 12 号についてご説明いたします。議案内容は白老町民温水プールの指定管理者の指定についてでございます。現在、白老町民温水プールは指定管理より管理運営しておりますが、指定管理期間が令

和4年3月31日で終了することから、令和4年4月1日以降も引き続き指定管理により運営を行うための提案でございます。

次のページ、議12-2、議案説明でございます。白老町民温水プールの指定管理者として、都市総合開発株式会社を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件、指定管理者の候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募したところ、4団体からの応募があり、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において、採点方式による審査を行い、審議をした結果、現指定管理者である都市総合開発株式会社が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。なお、指定管理期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年間であります。

また、次のページ以降に参考資料としまして、指定管理者候補者である都市総合開発株式会社の概要及び選定委員会における選定結果について掲載しております。内容につきましては記載のとおりですので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第12号の議案説明を終わります。

日程第13、議案第13号 財産の無償譲渡についての議案について説明をお願いいたします。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議13-1をお開きください。議案第13号の財産の無償譲渡についてご説明をさせていただきます。

譲渡する財産は、所在地が白老町東町4丁目6番8号で、平成19年2月建築の白老町立特別養護老人ホーム寿幸園でございます。鉄筋コンクリート造りで、延床面積は3,080.5平方メートルの建物及び付帯設備一式を無償で譲渡するものでございます。相手方は、所在地が白老郡白老町字竹浦134番地5の社会福祉法人天寿会でございます。譲渡年月日は、令和4年4月1日とするものでございます。

議13-2をお開きください。提案理由でございます。令和3年11月26日に策定いたしました「白老町立特別養護老人ホーム寿幸園民営化に向けた基本方針」に基づく寿幸園の民営化にあたり、特別養護老人ホームの役割は、老人福祉法に規定される公共性が高い事業であり、現在入居されている方やご家族の方々が、引き続き安心して利用していただける環境を維持することが最も重要であることから、寿幸園をこれまで指定管理制度のもとに運営してきた、社会福祉法人天寿会の実績を踏まえ、当法人へ無償譲渡することにより、安定的な経営の下、これまでの特色を持続発展させ、より良い介護サービスの提供につなげるため、町立特別養護老人

ホーム寿幸園を無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第13号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第13号の議案説明を終わります。

日程第14及び日程第15、諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、この議案は人事案件であることから、議会運営基準の規定に基づき、審議する当日に配付される議案であります。よって、本日の議案説明会においては議案説明がないものであります。審議当日の説明になりますのでご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって定例会12月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもって議案説明会を終了いたします。

（午後 0時01分）